

長浜市人権尊重審議会（平成28年度 第2回）要点録

開催日時 平成29年2月9日（木）午後1時30分～午後3時25分

開催場所 長浜市役所本庁 4-B会議室

出席委員 真山委員、荒木委員、早川委員、清水委員、小倉委員、玉樹委員、野田委員、
平井委員、高橋委員、富永委員、鳶津委員

欠席委員 藤井委員

事務局 人権施策推進課職員 4人

1. 開会

【事務局】

ただいまから平成28年度第2回長浜市人権尊重審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いします。

〈長浜市人権尊重都市宣言の唱和〉

続きまして、平成28年9月末日の任期満了に伴い、今回あらためて12名の皆さまに委員としてご就任をお願いしています。委員の皆さまの名簿を次第3頁に記載しておりますのでご覧ください。それでは、市民協働部長より委嘱状をお渡しさせていただきます。

〈委員全員に委嘱状を交付〉

【事務局】

それでは、ここで今回あらたに委員となられた皆さまをご紹介します。「人権尊重都市推進会議」からご推薦いただいております富永喜久雄さん、鳶津俊治さん、の両名がご退任されたので、今回新たに早川紀久子さん、清水寛さん、の両名をご推薦いただきました。富永委員、鳶津委員におかれましては、「市長が必要と認めるもの」として、引き続き委員に加わっていただきます。

続きまして、「長浜市企業内人権教育推進協議会」よりご推薦いただいております柴田充彦さんがご退任されたので、新たに藤井一将さんをご推薦いただきました。

最後になりましたが、「女性人材バンクかがやきネット」よりご推薦いただいております中橋絹子さんがご退任されたので、新たに高橋静子さんをご推薦いただきました。以上4名の方に新たな委員として加わっていただきます。任期は平成30年9月30日までの2年間となっております。今後、ご指導いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

では、開会にあたりまして、市民協働部長 米澤よりご挨拶を申し上げます。

【部長】

本日は大変お忙しいところ、また足元の悪いところお集まりいただきましてありがとうございます。日ごろ皆様には人権施策の推進にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。また委員の改選にあたりましては引き続き、また、新しくご就任いただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、人権尊重都市ということで、あらゆる差別のない平和で明るいまちを築くために日ごろ取り組んでおります。しかし、今日の社会情勢が刻々と変わっておりまして、取り組むべき人権課題につきましてはあらゆる分野に関わってきており、社会の制度や慣行、さらには市民一人ひとりの意識や行動とも深くかかわっています。行政の取り組みだけで解決できるものではなく、個人や家庭や地域や企業、それぞれの立場でお互いに協働して取り組むことが必要です。行政と市民が一体となりまして人権宣言にありますように人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに過ごせる社会の実現を目指してこれからも取り組んでいきたいと思っております。今年度も皆さまからのご意見を踏まえながら人権施策推進基本計画の進捗管理などを人権尊重のまちづくりを引き続き進めてまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

【事務局】

本日の審議会は、11名の委員の皆さんにご出席いただいております。藤井委員は本日ご欠席です。過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立いたしましたことをご報告いたします。議題に入る前に本日の会議について申し上げます。

この審議会では、会議の公開に関する方針を定めております。本日の会議についても公開させていただくことでご異議ございませんか。

〈異議なし〉

【事務局】

ありがとうございます。本日、傍聴希望者はございませんでした。

さて、これから議事に入るわけですが、運営規則第5条第2項で議長は会長が務めることになっておりますが、会長が決定するまでの間、事務局で議長を務めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〈異議なし〉

【事務局】

ありがとうございます。

2. 議事

第1号「会長・副会長の選出」

【事務局】

それでは、議事第1号「会長・副会長の選出」に入ります。
本来ならば、委員の皆さまにご相談していただくのが本意ですが、初めての方もおられますので、事務局案を提示してご承認を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

【事務局】

ありがとうございます。事務局としましては、継続審議をお願いしたく会長に真山達志さま、副会長に荒木重幸さまに継続してお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〈異議なし〉

【事務局】

ありがとうございます。それでは、議事第1号の「会長・副会長の選出」については、会長に真山達志さま、副会長に荒木重幸さまをお願いすることといたします。

それでは、会長より、ひとことご挨拶をいただきまして、この後の議事進行をお願いいたします。

【会長】

皆さまこんにちは。ただいま会長に選出いただきました真山です。どうぞよろしくお願ひします。私は前期から会長として、荒木氏に副会長をお願いしておりますが、今期も継続してということではございますが、年度ごとに新たな課題も出てきますし、それぞれの年度の検証評価などをやっております。そういう意味では新しい視点でご検討いただければと思っております。今、米大統領によって世界中が右往左往しておりますが、トランプ氏は個性が強くいろんな注目を集めています。たぶん彼にとってはいろいろやっていること自体も、アメリカ国民の人権を守っているという理屈なのだと思います。つまりそれ以外の国民の人権を少々侵害しても、アメリカの国益そしてアメリカ国民の人権を守るという理屈もそれなりに成り立っているのだと思いますが、長浜市の人権の考え方は、長浜市民であるからというのではなく、人類不偏の基本的な人権というものをベースに人権尊重を進めていこうという考えなのかと思います。とは言え、一番身近な市民の日常生活の中で、どのように人権が守られているのか、尊重されているのか、というところからスタートするのかなと思います。そういう意味でこの審議会の中で長浜市のいろんな状況を検討いただき、より人権が尊重されるまちになっていくことを祈念しておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

第2号 長浜市人権施策推進基本計画 進捗管理について

【会長】

それでは、第2号の議事に入りたいと思います。

議事第2号「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- ・ 審議会の組織体制・規則の説明
- ・ 長浜市人権施策推進基本計画について、各部署へ照会した結果に基づき、進捗状況を説明

【会長】

ありがとうございました。以上の説明について、何かご質問、ご意見はありますか。

【委員】

資料3の設問の内容は、いつの時点の調査ですか？

【事務局】

平成27年度の実績です。平成27年度に各部署で実施した内容に対してのものです。

【委員】

全部署に対する質問のうち、問6、問7については市民に対する職員の態度を問うものですね。問6の合理的配慮について、市民に対して合理的配慮を行わなかったという回答が32%ありますが、その具体例と、またそれに対してどのように対処していくのか、という点について聞かせてください。

【事務局】

この調査時点は平成28年4月に各課照会したのですが、障害者差別解消法というものが施行されたので、その内容を知らせる目的もありました。調査の結果、3分の2ほどの理解しか得られていないようでした。そこで、平成28年度の職員の人権研修について障害者差別解消法を取り上げました。合理的配慮とはこういう考え方です、何かすればいいというのではなく、考え方が大事だ、という職員研修を行いました。次回の調査は研修後になるため、良い結果がかえってくるのでは、と期待していますが、結果が良く無い場合は、研修資料を提供するなどして啓発していきたいと考えています。

【委員】

施行前のことについて調査したということですね。今後はそれについて対応要領もできてい

るので、研修もあるということですね。では期待しています。

【委員】

12頁のところで総合評価の低いものについて課題をあげているのはわかりますが、様々な課題がある中で、犯罪被害者や患者、外国人の人権は、非常に見えにくいというか、関心が低いようなのでこれらの掘り起こしが大変だと思います。地域学習会での実施率を評価の指標にしたままだと、ずっとメジャーになっていかず、ずっとC評価のまま残ってしまうのではないですか。何か指標を変えるというか、前回との比較が見えてくる新しい指標にした方がいいのでは、と思うのですが。

【事務局】

いい指標があればそちらに変えていきたいのですが。例えば、外国人の人権とした場合、何をもちて啓発が進んでいると判断したらいいのか、こちらも悩むところです。

しかし、何か数値で前回と比較してこうなっているというのが必要なので、今は学習会の実施で比較しています。何か指標となるものがあればご提案をいただければと思います。

【委員】

平成26年度の結果と比較して、平成27年度はどうでしたか。

【事務局】

お手もとの資料はC評価ばかりですが、平成26年度は、16項目ほどがC評価とD評価になっていたと思います。このような総合評価にしたのがその前からになります。その頃から比べると悪い評価のものは減っていますし、評価がよくなっている、進んでいると思いますが、この先もっと良くしていくのは簡単にはいかないかな、と思います。

【委員】

毎年、この指標で総合評価をした場合、同じような項目がC評価になってしまう感じがします。何かいい指標があれば、と思いますが。

【会長】

地域学習会のテーマ選定は誰がどうやって決めているのですか。

【事務局】

それぞれの自治会の役員と担当する市の職員が相談して決めています。そういった進め方なので、ある程度、市側から「このテーマはどうですか」と勧め、誘導できるかと思います。

【会長】

それでもやはり、1%ぐらいになってしまい、あまり興味を持たれませんか。

【事務局】

今まで、外国人も、患者も、犯罪被害者も年間テーマとして設定していないので、今後、年間テーマとして設定することは十分考えられます。

【会長】

人権に重い軽いはありませんが、テーマの選定ではマイナーなテーマになると思うので、地域学習会での実施とするとなかなかパーセンテージをあげるのは厳しいでしょう。

【委員】

行政からこのテーマを、と勧められても、各自治会、地域でこのテーマを消化できるかという
と難しいと思います。どうしても地域に合わせたテーマをしていこうという話になってしま
います。

【事務局】

地域の学習会を指標にはしていますが、開催されるのをじっと待っているわけにはいかな
いので、じんけん連続講座などでカバーをしていきたいと思います。

【会長】

外国人、患者、犯罪被害者とその家族については、そもそもどういう取組をしていくのかがあ
まり明確になっていないので、指標もとれないというような気がします。

【委員】

自治会単位だとやはり難しいと思います。じんけん連続講座でいろんなテーマで取り上げて
もらってとても勉強になりますが、そこへの参加率、参加割合が前年に比べてどうだったか、参
加者がいつも同じメンバーになってしまっているの、自治会の役員や企業などへも参加を呼
びかけ、結果、参加者が増えていくような、何か工夫をしてはどうでしょう。

【委員】

なかなか人を集めるのが大変ですね、人を集めることができれば、ある意味成功ですが。

【会長】

それぞれの年度の取り組みがどの程度できたか、ということと、それによりどの程度効果が出
たか、人権意識などは別に検討しないといけません、12頁でみられているのは、各年度
においてどの程度の取り組みができたか、アウトプットの部分ですが、それでみても外国人、患
者、犯罪被害者とその家族の人権については、何をもちてアウトプットを測定したらいいか自体
まだ定まっていないのが実情ですので、このあたりについてはいま直ぐに答えが出てきません
が、いろんな取り組みを検討してそこから指標を新たに探していく努力も必要というご意見か

と思います。例えば、じんけん連続講座で外国人の人権をテーマに扱った場合、その参加者が増えている、といった指標をとるなど、何か指標を変えないと、結局、実態が把握できていないような気がします。このあたりは検討課題ということで。

他に、何かございますか。

【委員】

地域学習会で、それぞれの会場でアンケートをとった結果、その返しはどうなっていますか。

【事務局】

実は、すべての地域学習会でアンケートの実施ができているわけではありません。地域によってはきちんとアンケートを実施して、効果を判定していますので、今後、地域事務局へ指導をお願いしようと思っているところです。やりっぱなしが一番よくないので、きちんとフィードバックができるように、と考えています。今、継続してアンケートを取っているところは、地域の総会などで結果を返されており、有効に活用されています。

【会長】

それでは、進捗状況の把握について、若干の課題、宿題が示されましたが、今回の資料、平成27年度の実績について事務局がまとめた内容で審議会として承認してよろしいか。

〈委員了承〉

第3号 人権・男女職員意識調査について

【事務局】

- ・職員意識調査の内容を説明

【会長】

ありがとうございました。では、この内容について何かご意見・ご質問ございますか。

【委員】

前回の調査時期は、人事異動の前であわただしい時期に調査をしてしまったということで、今回は時期を考えられて良かったと思います。答えやすいかどうか、自分が職員になった気持ちで質問をみてみましたが、仕事をしている中で職員として働く知識も必要ですし、新しい知識をいれていくという形で、回答を選びながら知っていく、こういう手法はアンケートをしながらできるので、すごく良かったと思います。この間、県主催の男女共同参画の講演を聴く機会がありましたが、滋賀県は男女共同参画で仕事をしている比率が全国最下位であると話されていました。知事もおられ、がんばるとおっしゃっていましたが、なかなか男女共同の働き方が低いという滋

賀県の現状があります。地域性もあるのですが、働くうえで、仕事と生活の調和が大事です。女性側、男性側とで回答内容がぜんぜん違って来るだろうと思います。昔なら考えられなかったような質問の内容になっています。男女、お互いの本音が聞けるような項目もあるといいかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。こういう調査は意味があるというご意見でした。

【委員】

問 2 で地域の人権学習会に参加した人への質問が削除されていますが、地域の人権学習会への職員の参加者が少なく、意識が低いと思います。参加した人からの意見を聞くのは大事だと思います。意識の高い人から結果について聞いて、次回に反映することがあっていいと思うのですが、また、チェック項目だけでなく自由記載があってもいいのではないのでしょうか。

【事務局】

参加した人の感想を省いたのは、前回調査において参加率が大変低いという現状がありました。そこでさらにその先の感想を聞いても有用なデータが得られなかったからです。参加した感想を本来でしたら自由記載で書いてもらうのがいいのかと感じます。問 2-2、問 2-3 ぐらいは元にもどしてもいいかと考えます。

【委員】

回答で『上記以外』という選択肢をチェックしたら、どのように解釈しますか。

【事務局】

そのまま“上記以外である”という意味で解釈します。実は、職員数が 1,000 人を超えるため、自由記載にしてしまうととりまとめが大変だということもあり、極力自由記載がないようにしていますが、おっしゃるとおり、いろんな意見を汲み取る面も必要かと思います。

ただこの調査での自由記載欄を設けると、たくさんの回答をとりまとめるのが大変になりますので、別の人権研修のときに自由記載を設けて意見を聞くなどの対応をさせていただければと思います。

【委員】

自治会での学習会にその自治会の職員が参加していないのが大きな問題で、職員を率先して参加させる仕組みができていないのが問題です。せっかくのアンケートですので、いい加減な回答は無視するとして、自由記載を設けて意見を聞いてはどうでしょう。

【会長】

1,000 人全員が自由記載をすることはないかと思います。むしろ記載する人のほうが少ない

のではないのでしょうか。重要な情報として記入いただくというの、ひとつの方法として検討いただければと思います。

15-1～16 頁にかけての新しい法律に対して、知っているかを問う設問ですが、19 頁の設問の聞き方と一緒にですね。調整してはどうでしょう。

【事務局】

こちらであらためて整理します。

【委員】

16 頁の心身にしょうがいのある人についての設問ですが、選択肢の内容がとても強烈です。『共生社会』がどういうことなのかをわかっていることを前提としてこの設問に答えさせていますか。『共生社会』の説明が設問上にきちんとあって回答させるのならわかるのですが。選択肢の内容があまりに強烈なので、この設問はどうかと思います。職員が、選択肢にあるような、（しょうがい者を排除するような）回答を選択することも予想したうえで、たずねているのか、と思われませんか。選択肢の内容にとっても違和感を覚えます。

【事務局】

この設問については課内でもいろんな意見があり揉めました。調査する側が期待するのは『ともに生活するのが当たり前だ』という答えですが、そもそもこの質問を考えたきっかけは、相模原市の施設でおきた殺傷事件です。このような事件がおきてしまい、われわれとしてはどうしたらいいのだろう、と考えた結果、やはり教育がきちんとできていないからではないか、と考え、職員の中にこういった選択肢を選ぶものは、まさかないだろうとは思っていますが、そのことを確認したい、という思いがあります。

【委員】

しかし、回答者がこの設問を読んだとき、相模原事件のことを想像するとは限らないと思います。もっと短絡的に考えて回答をしてしまう可能性はないですか。

非常に怖い質問になってしまうのではないですか。

【委員】

回答させたところで、駄目なものは駄目なので、この質問をすること自体がナンセンスだといわれる可能性があるのではないのでしょうか。やめたほうがいいと思います。

【委員】

共生社会やしょうがい者への考え方を示した上で、質問すべきではないですか。

【委員】

『しょうがい者とともに生活することが当たり前だ』ということを前提とした場合、この長浜市

でどういう条件が整ったら暮らしがよくなるかを考えていますか?』といった設問はどうですか。あるいは、『しょうがい者とともに生活することは当たり前だけれども、そのしょうがい者の方が幸せに暮らすのはどういう風にしたらいいと思いますか?』などとして、それに対する選択肢を設定したほうが、優しい気持ちで答えることができるのではないですか。本音を知りたいというのはわかりますが、悲しい事件の後の設問であるなら、もう少し優しさを出して、『長浜市職員にはそんなことを思っている人はいないと思うけれども、職員としてどう思っていますか』という感じのほうがいいと思います。

【委員】

設問に対する回答を自由記載にしてはどうでしょう。

【委員】

行政職員に対してこのような質問はしてはいけないのではないですか。

【会長】

ご指摘の主旨はよくわかります。しかし社会調査法からすると、答えを誘導するような質問は無意味です。『こうするべきですね』と示した上で『そうです』と答えても、それは誘導された結果であり、答え自体が無効になってしまいます。この書き方がいいとは思いますが、『この答えが理想だと思いますが、あなたはどうかと思いますか?』という聞き方はしてはいけないです。まして、市が職員に設問するということは、市が職員にこういうことを期待しているので、その期待の答えをしないといけない、と普通の人は思うはずで、そういう意味では質問すること自体が難しいと思います。

【事務局】

職員の考えか方について確認をとっておきたいという気持ちがありますので、もっと内容を吟味した上で、この質問については別の機会にしたいと思います。

【会長】

共生社会についての考えを聞いているのに、しょうがい者にどう対処するのかという方法論を答えさせていますね。回答の選択肢を『共生社会は理想だけど実現は難しいと思う』とするならわからなくもないです。あるいは、『共生社会はそもそも現実的な考え方ではないと思う』という選択肢にするとか。今のままだと、あまりにも本音を露骨に聞こうとしている選択肢であることには間違いありませんね。

アンケートだから個人を特定しないものの、しょうがい者と同和問題の設問は検討した方がいいでしょう。

このアンケート（意識調査）は市が職員に対し実施するもので、審議会が実施するものではありませんので、委員の意見はあくまでも参考意見になりますが、人権に関わることで、いくら内部調査とはいえ、外部に出たときに差別意識を助長する結果につながらないように、そのあ

たりは配慮して、とくに意見の出た項目について十分な検討をお願いしたいと思いますが、このような調査を実施することについては審議会として了承していいでしょうか。

〈委員了承〉

第4号 性別記載の取り組みについて

【事務局】

- ・性別記載の取り組みについて説明

【会長】

以上の説明に対し、質問や意見はありますか。

【委員】

性別記載ではないのですが、長浜市職員対応要領を作成したとことについて、どのように作成されたのか教えてください。

【事務局】

作成にあたり、3課によるワーキンググループをつくりました。人権施策推進課、しょうがい福祉課、人事課の3課です。人事課が関わるということは全ての職員に関わる全庁的な取り組みということになります。しょうがい福祉課では、対応要領に載せる合理的配慮の具体例を当事者団体にたずね、とりまとめ、人権施策推進課は職員への啓発を担当しました。

【委員】

しょうがい者への対応要領ですので、しょうがい者がこの策定に関わっているかを聞いたかったです。

【事務局】

具体例だけでなく、内容も、当事者団体の方に内容をみてもらい、いくつか変更したところがあります。

【委員】

改定時には、ぜひ、しょうがい者の方に入ってもらったうえで策定してもらいたいです。

【会長】

性別記載の取り組みについては現在進行形の取り組みですが、このような形で進めていることについて、ご了承いただけますか？

〈委員了承〉

【会長】

それではすべての議事が終了しましたので、事務局に議事をお返しします。

【事務局】

ありがとうございました。次第3 その他ですが、せっかく委員の皆さまにお集りいただきましたので、昨年制定、施行されました、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消法について、委員の皆さまからご意見をいただければと思います。

ご承知のとおり、ヘイトスピーチについては、長浜市内では具体的な事例はありませんが、彦根駅の駅前でヘイトスピーチが昨年夏から秋にかけて2、3例あったときいています。部落差別解消法については、この中で特に地方公共団体に関わるものとして、第4条 相談体制の充実、第5条 教育及び啓発、第6条 部落差別の実態にかかる調査があります。これら3つについては長浜市が関わりをもたなければならないかもしれません。国は義務ですが、地方公共団体は努力義務になっております。従いまして、第4条と第5条は、国はこうだし、地方公共団体はこうだ、という書きぶりになっていますが、第6条の実態調査は、国はこうなさい、地方公共団体の協力をえてやりなさい、と書かれています。現在も法務局から過去10年間に各市町でそのような実態調査を行いましたか、という照会がきている状況です。今すぐ長浜市として具体的にこうしていこうというものはありませんが、国の指示や国の考え方に基づき動きをとっていかなければならないと思っています。これらに関して皆さまのご意見を伺えればと思います。

【委員】

ヘイトスピーチについては、今から3年前くらいに、学校あてにそのような電話があったように聞いています。

【委員】

部落差別についてですが、就職差別の相談というのは、近年はないのでしょうか。

【事務局】

各地域でハローワーク職員による就労相談を受けています。県の人権センターや、法務局と連携しながら対応しています。全く差別がないわけではありません。

【委員】

同和教育や部落差別問題学習会などに参加していると、『会社でその勉強をたくさんしてきたので、これ以上は不要だ』と言われる方がいます。どんな勉強してきたのかをたずねると、『部落の人と何かあったときの対応の仕方を勉強してきた。だからもう勉強は不要だ』と安易に言われます。一番の問題は歴史をみんなが知らないということです。知らないまま、差別はだめだ、寝た子を起こすな、という意見が出ます。

そういった会合では、最初に講師の先生に『歴史の話をしてください』と必ず言います。何も歴史の話がないまま話し合いをすると、深まりがなく、会合をした意味がないな、と感じます。やはり部落差別のことを話し合う会合には、半分くらいは歴史の話をしてほしいと思います。

【委員】

いろんな種類の差別がありますが、部落差別は他の差別とは違います。部落差別については行政からいつまでも発信していかないといけないと思うし、地域の学習会でも必ずやってもらうように、市がもっていくべきだと思います。

【委員】

市内で結婚相談の相談員をしていますが、外国の方、しょうがい者の方、部落の方、などは結婚したい思いがあっても、なかなか相談できない思いを抱えている。どうしていったらいいか、ということをお互いに話し合いました。委員が意識を変えないといけない、という気づきがありました。もう少しがんばっていきたいと思います。

【委員】

部落差別問題について何十年も戦ってきましたが、いまだにこういった問題を意識していない人が多いです。会合に参加する人もいつも同じメンバーです。もっと他のひとにも参加してもらって根本的なことを知っていただきたい。

以前は、学校でも深く浸透したお話があったけれど、今は違います。もっと子どもの頃から部落問題に関心をもってもらいたいです。部落差別がなぜおきたのか、部落地域の人だけの問題じゃないのに、部落の人だけが戦っているという風に思います。そうじゃなくてみんなで考えて根本から見直して行ってほしいです。

【委員】

学校現場では、人権教育という大きなくりの中で扱っていますが、当該地域の中でもいろいろ温度差があり、子どもに伝えてほしい、伝えなくてほしい、いろんな声があり、学校が一斉に対応するのが難しいというのがあります。社会科でもその問題は出てきますし、学校現場では、もちろん努力していきますが、ただ現実的に難しいところもあります。

【委員】

若者より、もっと年齢の高い人の方が部落問題を意識していると思います。今の子どもたち、若者はそんなこと意識していないのではないですか。結婚問題も親世代の方にあるのではないのでしょうか。やはり年齢が高い人への教育が重要だと思います。そうでないと意識改革もできないのではないのでしょうか。

【事務局】

貴重なご意見をたくさんありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

最後に平成 29 年度の取り組みについてですが、資料を添付しておりますので、また目を通していただきますようお願いいたします。

4. 閉会

本日は、お忙しい中、委員の皆さまには長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

基本計画の進捗管理については、C 評価に対するご意見をいろいろいただきました。外国人、患者、犯罪被害者への人権課題を今後どうしていくのかを検討していきたいと思えますし、職員の意識調査については、設問の内容でご指摘いただいた部分について、割愛、あるいは、設問自体を大きく見直しいたします。性別記載の調査については昨年の秋時点で調査をしているのは、県内の市町では長浜市だけになりますが、これについても委員の皆さまの意見をもとに担当課と協議しながら進めていきます。年度末に向けては職員意識調査も実施してまいります。

それでは、今後もどうかご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。